

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年12月 6日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年12月 6日午前11時24分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		



令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年12月6日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第66号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第67号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について  
議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について  
議案第69号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について  
議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
- 
- 日程第2 議案第71号 市道路線の認定について  
議案第72号 市道路線の変更について  
議案第73号 指定管理者の指定について  
議案第74号 指定管理者の指定について
- 
- 日程第3 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）
- 
- 日程第4 議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 
- 日程第5 意見書案第7号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について
- 
- 日程第6 意見書案第8号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について
- 
- 日程第7 休会の件

## 会議に付した事件

- 日程第1 議案第66号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第67号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について  
議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について  
議案第69号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について  
議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
- 
- 日程第2 議案第71号 市道路線の認定について  
議案第72号 市道路線の変更について  
議案第73号 指定管理者の指定について  
議案第74号 指定管理者の指定について
- 
- 日程第3 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）
- 
- 日程第4 議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 
- 日程第5 意見書案第7号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について
- 
- 日程第6 意見書案第8号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について
- 
- 日程第7 休会の件

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

本日の議事日程に入る前に、本田和成君から発言を求められておりますので、これを許します。

本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 会議前の貴重な時間を頂戴しまして、本当に申し訳ございません。昨日の私の一般質問の救急時の選定療養費徴収に関する質問の中で、松阪市の事例の中で、打撲で帰宅した方のうち、選定療養費徴収された方の割合を 1%と、それで残りが 99%というような発言をしております。この割合につきましては、1%というのは全体に対しての 1%で、帰宅された方——帰宅された割合は 10%です……

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○2 番（本田和成君） （続）そうですね、御指摘のとおりです。徴収されなかった方が 90%ということで訂正をお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 議長は、ただいまの訂正を許可します。

これより本日の議事日程に入ります。

- 日程第 1 議案第 66 号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 67 号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について  
議案第 68 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について  
議案第 69 号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について  
議案第 70 号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、議案第 66 号から議案第 70 号までを一括議題といたします。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議案外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルー

ルを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） おはようございます。とりで生活者ネットワークの根岸裕美子です。議案第67号と議案第70号について質疑をさせていただきます。まず、議案第67号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例について伺います。提案理由に、こども部を創設して、こどもに関連する業務の集約化を行い、より効率的に行政課題に対応する体制を整備するとあります。具体的な体制整備としては、今年度こども政策室を設置し、そして全協の説明や私の一般質問の答弁でもあったとおり、令和7年度からこども部として、こども政策課、保育課、こども相談課を組織するとのこと。今回の組織化はまず業務を整理・集約したものであり、今後さらにこれまで以上に、どのように保健センターや教育委員会と連携していくかということ、大きな取組課題があると認識しております。例えば小中学生の保健医療分野における施策の強化であるとか、15歳以上18歳未満、または若者対象の施策などです。今回の組織化は、今申し上げたような課題を解決するための第1ステップと理解してよろしいでしょうか、御答弁をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） おはようございます。それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。今回のこども部の創設に当たりましてですけれども、まずは国やほかの自治体がどうなっているかというようなところからスタートしまして、国におきましては、こども家庭庁を発足させました。できる限り子どもに関する業務を集めているというところではございますが、やはり教育という大きな政策分野につきましては、文部科学省に残したまま連携を取るという形になっております。役割分担をそれぞれしながらということですね。それから、もう既に千葉県側のほうですとか、既にこども部を設置している自治体もございまして、場合によってはお話を伺ったりしながら参考にさせていただきました。その上で子どもに関連する業務について、どんなものがあるかということで全庁的に調査を行いまして、その中から市民の利便性が向上するもの、また効率が上がるもの、そういったものについては集約を進めようと。ただ、その中で子どもだけに限らないような業務のうち、子どもに関する部分だけを切り離して集約してしまうと、ちょっと不都合というようなところも見受けられまして、そういった調整をいろいろな担当課と行っていく中で、「集約と連携」ということをキーワードに部の編成をしたというところがございます。ただ今後も、この施策を展開する中で、またあるいは国の制度が変わるとか、そういった状況の変化が出てくれば、その都度、最適な組織体制になるように検討していくというところがございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 組織的にしっかりと取り組んでいくというところの姿勢というところをしっかりと理解をいたしました。ありがとうございます。ぜひ、こどもまんなか社会の実現のためにということをお願いしたいと思います。以上です。この件に関しては質疑を終わります。

次、議案第70号でございます。取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてです。第2条（1）に、市税その他の諸納付金を滞納していない者という資格要件が加筆されました。理由をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。根岸議員の質疑に答弁させていただきます。今回、議案第70号第2条で、「市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない」と追加させていただきました。貸し付けた奨学金は利用者の債務となります。返還という形で、将来的な支払い義務が当然発生してまいります。奨学金以外の市への債務を支払われていない世帯については、返還していただくという前提において既にリスクが生じているということがございますので、また、これまでも返還事務において、それが顕著化したという例がございました。そういったことから、新たに条件を設けたものです。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） ただいまの部長の答弁に補足をさせていただきたいと思えます。一般的に収入や所得が一定水準以下の場合には、市税その他の諸納付金については、減免や非課税といった措置が講じられていると考えられます。納税は憲法第30条で定められた国民の義務となっております。仮に、収入や所得が一定水準以上あるにもかかわらず、税や行政サービスの対価を納めていただけない場合は、その他の納税の義務を果たしサービスの対価をお支払いいただいている世帯との間に不公平感が生じてしまいます。また本制度は、市民からお預かりした資金を奨学金として貸し付け、一定期間後に返還していただく、そういった制度でございます。制度の持続的な運用のためにも、返還義務の誠実な履行を見込める世帯として本条件を設けたものでもございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 理解はするんですけども、どうも納得がいかないというところでした。この制度の目的自体が、家庭環境による教育格差を少しでも是正することというところにあると思っております。滞納のいかんというのは親であって、すなわち、やはり家庭環境の問題というところにまた帰っていくということを想起してしまいます。本人とは切り離して考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） お答えさせていただきます。例えば「連帯保証人」とか「保

証人」の文言も今回の条例に入っておりますけれども、そういったことから、やはりその個人ではなくて——奨学金を受ける大学生個人ではなくて、あくまでも世帯を鑑みて、世帯の中でどのような滞納が起きているのかどうなのか、そういったところを見るために必要な措置だというふうに思っています。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。世帯ごとの枠組みというのが、本当に今の日本社会に必要なのかというところにちょっと疑問を感じます。また、今般の物価高騰や社会保障費・税負担がこれまで以上に生活に重くのしかかっています。所得制限の見直しも必要だと考えますが、その点はどうなっていますか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、齊藤理昭君。

○教育次長（齊藤理昭君） お答えさせていただきます。所得制限の御質疑でございますけれども、現在、規則の中で——生活保護法に基づく扶助費の支給額の2倍未満と規則の中で定めています。これも、この条例改正のタイミングで、少し規則の中身も見直ししていきたいなというのがありまして、それは今後、規則を改正するに当たっての協議をしていきたいと思っております。この議案が可決されたら、施行4月1日以降になるわけなんですけれども、それまでに教育委員会定例会の中でもお諮りをして、委員さんのほうに確認をしていただいて審議していただけることを確認しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今後規則で定めていくというところなんですけれども、その際に、所得制限に子どもの人数や年齢等の勘案というのは考えていらっしゃいますか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、齊藤理昭君。

○教育次長（齊藤理昭君） お答えさせていただきます。人数とか年齢という御質疑でございますけれども、それらも踏まえてなんですけれども、規則の中で審議、調査していきたいというふうに考えてます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 理解いたしました。ありがとうございました。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。ただいまの根岸議員の——同じなんですけど、議案第67号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例について、この点について1点、質疑したいと思っております。こども部を創設する中で、取手市内の放課後子どもクラブをこの中にも入れようという話合いというか意見、そういうのはあったのかなかったのか、まず伺います。

[23番 遠山智恵子君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

[政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇]

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 放課後子どもクラブをこども部に統合・集約するか、教育委員会に残すかということにつきましては、話はございました。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そういう話合いがあったというだけで、私ちょっと安心しました。本当、安心しました。取手市の場合は学校施設内に子どもクラブを持つ——全て設置されてるということで、その辺は百歩譲っていたわけなんですけれども、ただ、あくまでも生活と遊び——放課後の生活と遊びを保障しよう、また子どもたちを守ろうという、そもそもそういうことからの放課後の子どもの居場所なわけなんです。ただ、厚労省と文科省から補助金を頂いてるとい、それで運営しているという子どもクラブですから、やっぱりこの際——先日の一般質問の中でも保育の在り方が問われております。私も長年、その問題を取り上げてきたわけなんですけれども、取手市の場合は子どもクラブで一体化という——そういう、ちょっと全国に例を——類はなかったわけなんですけれども、それでスタートしていた。そこで、あくまでも生活と遊び、保育の場だよということ、児童クラブと子ども教室とを分けるべきだという、せめて教室だけでも分けるべきだということ、私はこの場で一貫して質疑を——質問をして取り上げてきました。そういう流れの中で一部民営化という話があって、そのことも目的の中にしっかり位置づけておりましたので、もう百歩譲って、共産党、民営化に、その場は賛成をしました。ただその経過というのはまたいろいろな問題があって……

〔「いい加減にしろ」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）質疑なんですよ。

〔笑う者あり〕

〔「ぐずぐずぐずぐず」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）ここで行政機構が本当に大きく変わるということで、もうこれ国も大きな転換だなと思って、子どもの人権というのが国連でもうたわれて、そのことも私も再三この場で取り上げてきました。そういう意味では、これを機会に本当に放課後の在り方、学校施設長が所長になっているということ自体も、それは離すべきだということも述べてきました。そういった細かな点もしっかり話合いがあったのか、なかったのか、どうですか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。部長からも先ほどありましたように、今回のこども部創設に当たりましては、集約できるものは集約をして、連携できるものは連携をしていくということで考えておりました。放課後子どもクラブにつきましても、担当課と協議をした中でいろいろお話をさせていただきました。そうした中で、今遠山議員もおっしゃったように、学校施設の中にあるということも含めて、教育委員会に残して、そこでやっていただいて連携していくということが望ましいだろうということで協議をしてというところで、また放課後子どもクラブにつきましては、受付を教育委員会だけではなくて本庁のこども——今、子育て支援課ですけれども、そこでも受け付けができるとい

うことで、そういった連携これまでもやってきましたし、今後もそういったことで連携をしていくということで協議をしてきて、整ったというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 全国では放課後児童クラブがほとんどだと思うんですけども、こども部に位置づけるというところは、あるかないか。御存じだったらば、説明願います。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） すみません。現段階そこまでは——今のこの場では、すみません。申し訳ございません。

○23 番（遠山智恵子君） じゃあ以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 2 議案第 7 1 号 市道路線の認定について  
議案第 7 2 号 市道路線の変更について  
議案第 7 3 号 指定管理者の指定について  
議案第 7 4 号 指定管理者の指定について

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、議案第 71 号から議案第 74 号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 皆様、おはようございます。それでは質疑、議案第 73 号をさせていただきます。指定管理の件でございます。この指定管理者はまた引き続きということになっておりますが、評価の点のところにある「特色ある自主事業業務計画」があると書かれておりますが、私の認識として、あまりあそこでいろんなイベントをやっていたという認識はないんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

〔19 番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） おはようございます。それでは議案第 73 号、今の染谷議員の御質疑に答弁させていただきます。今回、かたらいの郷の指定管理におきましては、今おっしゃってくださったように、これまでの実績も含めて、今後どのような自主事業を展

開していくかというところでして、高齢者の健康の増進というところと併せて、多世代の交流——若い人たちがいたり、子育て世代の人たちがいたり、学生さんだったり、そういった方たちが集うような場所、交流ができる場所ということをイメージして、今回その目的を趣旨にしまして公募をかけた次第でございます。今回評価されるべきところは、やはりその自主事業におきまして、多世代——高齢者のみならず多世代の交流の場、そういったことを自主事業としてどれほど展開していけるか、そういった内容の提案がございましたので、その部分を評価しての選定となります。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 大体分かりました。今までじゃなく、これからということで期待はしたいんですけども。あともう一つ言えるのが、取手市の指定管理のところ全てに言えるんですが、ホームページがあまりにもお粗末、どこもです。本当に、かたらいの郷のホームページ見ていただければ分かりますけど、「こんだけしかないの」ぐらいのありまして、その辺はどのようにするか書いてないんですけど、どうなってるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。かたらいの郷、現在、染谷議員の御指摘のとおり、市のホームページにも市の施設としての案内を載せております。また、指定管理者のほうで独自でホームページをつくっております。指定管理者が作成しているホームページの内容ですが、施設の概要を紹介するのが中心になってきておりまして、今回新たな指定管理者のほうでSNSの活用なども提案としてありますので、その辺は施設の管理をお願いする市としても、指定管理者と連携して充実させていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） なかなか交通の便のいいところじゃないんで、行って確認するというのは難しいんで、しっかりホームページのほうを充実していただきたいと思ってます。また、これからイベントをやるということで、これは指定管理者の問題じゃなくこちらの問題になりますけど、駐車場台数は非常に少ないです。コミバスはありますけども、イベントで桜まつりとかやったときに、人がわっと来たときに駐車場等をどうするのかは、これは取手市が考えなきゃいけないのかもしれませんが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。今回の選定に当たりまして、指定管理者候補者となった事業者からは、かたらいの郷の桜を活用したイベントの実施というプランが提案されております。議員ご指摘のとおり、かたらいの郷の駐車場のキャパシティがちょっと限界があるところもございますので、その辺は、実際そのイベントをやるに当たっては、市のほうとしてもその辺の対策をどのようにするのか十分に確認しながら、提案があれば、こちらからも提案していきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） あそこふだんでもいっばいなので、ちょっとした、人が——会議室かな、集まると置くところないということになりますので、その辺は取手市のほうで考えていただきたいなと思っております。

次に 74 号のウェルネスプラザでございます。今回初めてウェルネスプラザは変わるようです。当初はいろいろ問題ありましたが、このところ非常に運営が順調で、イベントもかなりやっていて非常に好評というふうな感じがしております。ここを見ますと、採点結果に結構開きがあるように感じるんですが、これはそんなに——点数だから分からないんですけど、開いてたのか僅差だったのかお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質疑に答弁させていただきます。資料のほうでお渡ししております物のほうで、今回、選ばれたほうが 2,100 点満点中 1,780 点、84.8%、もう 1 者のほうが 1,577 点、75.1%ということで、パーセントのポイントにしますと 10 ポイント近くの開きはございますが、各項目において大きく離れたというよりは、どの項目においても、今回選定されたほうが僅かながら上回っているというようなものの積み重ねというふうに捉えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今現在の指定管理者は、どちらかというところと食とスポーツと両方をやっているとところの 2 つの組合せということで、次の決定してるところはスポーツということですが、いろんなところを指定管理してるのは知ってますが。あまりスポーツに寄り過ぎるような施設ではないと思いますので、その辺の管理のほうはどんな感じなんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質疑に答弁させていただきます。確かにスポーツ振興協会ですので、スポーツに特化してそこからスタートした団体ではございますが、今、議員のほうからもお話ございましたように、現在は 80 施設以上の施設のほうの管理などを請け負っているというところから、様々な実績とノウハウを有しているというふうに考えておまして、スポーツに寄せただけではなく、ウェルネスプラザという複合施設の特性を理解した上で、きちんと運営管理のほうをやっていただけるというふうに、我々としても期待をしています。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） やはりここもホームページあんまり見やすくないというところがありますので、新しいところはいいホームページをつくっていただけるのかなと思います。また純粋たる指定管理という言い方をすると、この 2 か所とグリスポという感じになるんですけども、本当に指定管理のホームページが見づらいというか、情報が少な過ぎて、何を調べてもホームページ内で完結しないというのがありますので、しっかりそこは、全ての指定管理で独自のきちんとしたホームページをつくっていただいて、そこで情報を出すようにしていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

### 日程第3 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）

○議長（岩澤 信君） 日程第3、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議員各位と執行部の皆様に申し上げます。一般会計補正予算の本会議における質疑は、通告制で行うこととなっております。

それでは、質疑通告順に従い質疑を許します。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）の路線バス継続支援補助金について伺います。まず、補助金交付に至った経緯と現状について、お願いいたします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。今回補助金の対象となる路線バスの藤代駅南口から藤代桜が丘線につきましては、以前から収益性が低く、運行赤字が続いている状況でしたが、2024年問題により運転手不足の深刻さに拍車がかかったことと合わさりまして、このままでは該当の路線を廃止せざるを得ない状況に陥っているという相談を、かねてからバス事業者より受けておりました。この路線の年間利用者数は、以前、バス事業者や都市計画課で行った乗車人数の測定結果から推測した数字ではございますけれども、約4万人となっております。地区の方々からお伺いした中では、やはり通勤通学で使われている方が多く、雨や雪などの天候が悪い日には満車になっていることや、休日はゴルフのお客様が多く利用されているというお話もいただいております。こうした一定の需要がある一方で、民間の経営に関わる部分であるため、この場で具体的な金額は申し上げられませんが、この路線の経営状況としましては、今回補正で上げさせていただいた750万円を上回る額の運行赤字が続いていることや、通勤通学の需要をコミュニティバスのみでは代替できないこともございまして、補助金の交付による路線の維持が急務であると判断をいたしました次第でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 状況を理解いたしました。先日の私の一般質問でもあったと思うんですけども、地域公共交通計画策定の調査の一環として、桜が丘の住民の方と意見交換の場を持たれたと伺っております。そこでは、どのようなことが話し合われたのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。先月になりますが、地域公共交通計画の策定に向けた調査業務の中で、桜が丘地区のヒアリングを行いました。ここでは、初めに市から公共交通の現状を説明し、その後、自治会の方々から移動に関する要望をお聴きした上で、路線バスとコミュニティバスを組み合わせた利用や、新たにタクシーを活用した移動手段を導入した場合、地区での需要などについて意見を交換したところです。その中で、当該路線——関鉄の路線ですね、収益率が低く運行赤字が続いていることや、この路線は市としても重要であることを認識しており、存続には公的な支援をせざるを得ない状況であり、それだけでは十分ではなく、地区の皆様にもさらに路線バスを利用していただくことが必要である、こういったことをお話しさせていただきました。自治会としましても、路線バスは重要な移動手段であると考えておりますので、利用促進について、地区の御協力をいただけるということをお話ししていただいております。一方で、昼間の便が全くなかったり、買物や通院には使いづらいダイヤであることや、以前、当該路線には21時台の便があってよく利用されたことなど、現状の路線バスの不便な点もお話として伺っております。頂いた意見につきましてはバス事業者にお伝えし、当該路線が市にとって重要な位置づけであることを市と事業者の共通認識とした上で、路線バスの利便性の向上を含めた利用促進の方策について、お互いに協議を進めていきたいと考えているところです。いずれにしましても、路線バスの存続には補助金だけではなくて、積極的な利用により恒常的な収益を——収益率を高めていく必要がありますので、桜が丘地区の皆様にも積極的な利用を投げかけていただくよう、自治会の方には御協力をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。桜が丘も、本当にこれから急激に多分高齢化が進んで、今は自転車だったりとか、あとは車で移動されてる方も、どんどん移動困難者に多分なっていくんだらうなということは想定できます。その上での今回の意見交換ということで、地区の方の御協力も今後得られるということで理解いたしましたけれども、そうとはいえ、これから本当に——今回は住民の代表の方とお話しされたということなので、今後多くの住民への周知だったり情報共有というところがどのように図られるのかということが、積極的な利用というところでどうつながっていくかというのが、本当に次の課題になってくると考えております。今後もそういった市民とのやり取りだったりとかというところに重きを置いて進めていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質疑を終わります。

以上で、通告された議案第75号に対する質疑が全て終わりました。これで質疑を終わ

ります。

ただいま議題となっております議案第75号については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に分割付託いたします。

- 日程第4 議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)  
議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第  
2号)  
議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩澤 信君) 日程第4、議案第76号から議案第78号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩澤 信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5 意見書案 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について  
第 7 号

○議長(岩澤 信君) 日程第5、意見書案第7号、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番(本田和成君) 日本共産党の本田和成でございます。また意見書が2つ、共産党から出させていただいております。まず1つ目、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書ということで、この内容、文章を読ませていただきます。

30年前、「政治改革」議論の中で「企業・団体献金禁止」と引き換えにという名目で政党助成金が導入されました。それにもかかわらず、今日まで「企業・団体献金」は禁止に至らず、政党助成金との「二重取り」といわれる事態が続いています。

政治資金パーティーの名で、脱法的に企業・団体献金を長期にわたって集め、政治資金収支報告書に記載しないなど、裏金をつくっていたという疑いが取り沙汰されています。

物価高から暮らしを守るために苦勞している国民の裏金疑惑への怒りは、総選挙での与党過半数割れという結果にあらわれたと言わざるを得ません。これまで、「政治とカネ」にまつわる事件は、公職選挙法・政治資金規正法違反で国会議員の辞職や大臣辞任などが繰り返されてきました。裏金疑惑の発端となった企業・団体献金には本質的に賄

賂性があると考えられ、金で政治をゆがめる最大の原因となっています。

11月21日に発表された自民党の政治改革案は、肝心の企業・団体献金には一切触れていません。「政治とカネ」の問題を解決する上で、企業・団体献金の全面禁止は必須で、今や多くの政党がこの方向で基本的に一致しています。

よって、国会及び政府に対し、企業・団体献金の全面禁止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣

としております。様々な立場ございますけども、取手市議会としてこの意見書を提出したいなと思っております。どうか皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山野井 隆君。

〔18番 山野井 隆君登壇〕

○18番（山野井 隆君） おはようございます。みらい・維新・国民の会、国民民主党の山野井 隆でございます。ただいまの意見書案第7号について本田議員に質疑をさせていただきたいんですけども、この企業・団体全面禁止とおっしゃってますが、どのような団体も全て禁止という認識でよろしいでしょうか。例を出して悪いんですけど、今、案として示されているものが、政治団——ある種の団体を除く、「除す」と書いてあるんですけど、それだとあまり意味がないのかなと。例えばいろんな団体——例を出して悪いんですけど、いろんな弁護士さんだったり、例えば不動産宅建協会、その政治連盟とかって持つてると思うんですけど、そういうところからはなぜかもらえる可能性があるような文面で、何かあまり本質的に意味がないなと思ってるんですけど、そういったものも除くという認識でよろしいでしょうか。

〔18番 山野井 隆君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） ただいまの質疑にお答えいたします。私たち日本共産党としましては、そういったものも含めて全ての企業・団体献金の禁止、これを求めております。確かに抜け穴というんですか、そういったところの、じゃあ法律が決まったときに実効性があるかどうか、やはりここだと思っんですね。ここについて、しっかりと実効性がある、そういった企業団体献金、これをしっかりと禁止していく、これが必要じゃないかなと思っております。

〔2番 本田和成君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） よく分かりました。現行の案ですと、何か裏技的な方法がもしかしたら可能なようなものなんで——我々国民民主党のほうは、なぜこれに乗っからないんだと言われてるんですけど、私もそのような抜け道のようなものがあるのはいいと思っておりますので、全面禁止ということであれば、これは検討の余地があると思います。

どうもありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。  
細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 細谷でございます。意見書案第7号、本田議員に質疑いたします。先ほど山野井議員が、全面禁止であれば理解できるというお話だったんですが、私は理解できない点の一つありまして、この意見書の中に「企業・団体献金は本質的に賄賂性がある」と書かれているところです。この点について説明をお願いしたいと思います。

〔17番 細谷典男君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 賄賂性があるということなんですけども、実際、お金で政治がゆがめられているのではないかということに、これ尽きると思います。実際、企業そのものには参政権、ございません。これは昨日、衆議院で予算委員会なども開かれておりまして、この中で議論がされておりますけども、この企業に参政権はないということは、石破首相もこれ認めております。その中で、企業がなぜお金を出すとかということについては、やはりそのお金を出すことによって、政策的なところ、そこに見返りを求めている、こういうふうには言わざるを得ないんじゃないかなという認識でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 思われてるとか、ちょっと実証不可能な御答弁だったと思うんですけども、誰しも政策の実現を求めて政治を応援すると思うんですよ。企業もやはり経済活動の中で生きているわけで、こういう経済政策にしてほしい、こういう関税の措置にしてほしい、様々な要求がそれはあると思うんですけども、政治に対する要求、これは企業が持つてはいけないということなんですか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 企業は持つていけないかどうかということなんですけども、経団連が毎年、自民党の政策について、実績とか課題、こういったものを一覧にして企業の寄附、これを呼びかけているということが、昨日の予算委員会でも指摘がされております。そういったところから——やはり企業のそういったところの、国民のところじゃなくて、どこを見ているのかと、その政策を。お金をもらって、それで政治が動いている、これ言わざるを得ないんじゃないかなと。そのような議論の中身ではないかと私は認識をしております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 大きなところで経団連と言われましたけども、この意見書には「企業」と書いてあります。この利潤を求めて企業活動してる。ここの献金は賄賂性があるということなんで、これが全く説明されてないんですよ。この点について、どうですか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 賄賂性があるということの御質疑なんですけども、一般的に考えて……

○17 番（細谷典男君） 一般的——そんなこと聞いてないですよ。

○2 番（本田和成君） （続）賄賂性があるということは、お金を頂いて、それで政治が動くのであれば、これは政治で——お金によって政治がゆがめられていると、そういうことがあれば、やはりこれは賄賂と言わざるを得ないんじゃないかなと、そのような認識ではおります。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） もうゆがめられているというのを前提に考えておりますけども、ゆがめられているということについて、どう実証できるんですか。今までこの何十年間、ずっと企業の献金は様々なものがあつたと思うんですけども、どれがどうゆがめられたのか……

〔「裏金問題になっているんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○17 番（細谷典男君） （続）賄賂性について全く理解できてないです。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 今まで様々なお金に関する——政治とお金の事件というんですかね、そういったことたくさんありました。そういったところを、やはりこれは実際に起訴されたり、政治——これ法律の問題かもしれないけども、じゃあ何でその法律があるかと、それは政治でゆがめられたと、政治でお金をもらうことによって政治——お金で政治がゆがめられてるということだと思えます。それが実証されてないということになりますけども、実際に——実際の裏金の問題ということは、このように言われてきたということは、やはりここは国民の思うところというのは、お金をもらって政治をゆがめられていると。失われた 30 年と言われたこの経済状況というのは、この経団連と企業・団体献金を受けて、そのところを国の政治がやってきたといったところが、やはりこの裏金の問題として大きく国民に刺さったんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 簡単にとどめたいと思うんですけども、それは個人献金でも政治をゆがめようとして献金することがあるんですよ。過去ありました。これは企業だからということではないんです。ただ本田さんは本質的に企業は悪だと、こういう前提でこの賄賂性ということと言われたんですか。この点についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 企業が悪ということは、全く思っておりません。

〔「企業に勤めてたんだものね」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） それでは、この「賄賂性」ということを除いてもらえれば、ほとんどのところは理解できると思うんですけども、この部分について私はどうしても理解できないので、この点について、これを削除すると。「賄賂性」という部分について、これについて御意見——御見解をいただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） これ、変更できるんですか。

[笑う者あり]

[「じゃあ検討しましょうよ」と呼ぶ者あり]

○2番(本田和成君) じゃあ、そこも含めて検討させていただきます。

○議長(岩澤 信君) 細谷典男君。

○17番(細谷典男君) 取手市は今、経団連に加盟してる大企業の多大な税収を頂いております。企業のほうも企業市民ということで、市のほうと協力関係をしていく、様々な活動もしております。企業はそういうものだということを御理解いただければと思います。以上で終わります。

○議長(岩澤 信君) そのほか質疑ありませんか。  
金澤克仁君。

[16番 金澤克仁君登壇]

○16番(金澤克仁君) 金澤です。本田議員に質疑をさせていただきます。企業・団体献金の全面禁止ということですが、今国会のほうでもそういった意見がある一方、企業・団体からの献金をしっかりとした形で全面的に公開するべきだという意見もございます。その意見については、どのように思いますか。

[16番 金澤克仁君質疑席に着席]

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) お金と政治に絡む問題って、やはり今までもずっと続いてきて、公開することというのは当然だと思います。ただ、企業・団体献金については、やはり大きなお金が相当数動いていると、その中でお金で政治がゆがめられてきた、そういったところがあるんじゃないかなということがございます。ですので、今回政治——昨日の予算委員会などではしっかりと公表することが重要だというような、その主張と、あと共産党とか野党からは、そうではなくて、この企業・団体献金を全面禁止にすることがやはり必要だということで、これ国会の中でもこの部分で一致ができてないということだと思うんですけども、私たちとしては、やはり企業・団体献金を禁止して、裏金とかそういったところの疑惑、こういったことにならないように、やはり国民の政治不信というのは、政治とお金、この部分に尽きるんじゃないかなと私思っておりますので、そういった意味で、この政治資金——失礼しました。企業・団体献金、これを禁止したほうがいいんじゃないかなと。そのように思っております。

○議長(岩澤 信君) 金澤克仁君。

○16番(金澤克仁君) 国会のほうでもそういった議論があるのは、私も承知をしておりますけれども、やはり逆に公開をしてしまえば、その団体や企業からの献金によって政治がゆがめられるということのリスクは、私は逆に減るのかなというふうな意見がございます。恐らくこれ以上ここで議論しても平行線だと思いますので、私はそういう考えでございますということで終わりにします。ありがとうございます。

○議長(岩澤 信君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩澤 信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号については、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は13日に行います。

## 日程第6 意見書案 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書 第8号 について

○議長（岩澤 信君） 日程第6、意見書案第8号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

本田和成君。

〔「本田さんばかりやらされてかわいそうに」と呼ぶ者あり〕

〔「期待できるでしょう、素晴らしい」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成です。2回目の登壇になりますけども、ちょっと皆さんに意見書の説明をする前に、私たち日本共産党は今、会派3人になっております。意見書が上がりますと私が登壇するような状況になっておりますけども……

〔笑う者あり〕

○2番（本田和成君） （続）決して、やらされているわけではございません。流れがございます、様々な——鍛えさせていただいてると、そのように受け取って——受け止めております。すみません。それでは、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求めるという意見書についてでございます。

令和6年12月の2日から、現行の保険証を廃止してマイナンバーカードに保険証機能を持たせるマイナ保険証、これに一本化することになりました。現行の保険証の廃止は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）ですね。この任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上でも大きな問題がございます。さらに、オンライン資格確認システムでのエラーやトラブルがまだまだ多く発生しており、保険資格確認の手段として、これ確実なものとは言えず、マイナ保険証の利用率は10月末時点で15.67%にとどまっております。また、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念、それから医療機関においてもマイナ保険証に対応し切れない医院などが一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ないという現状もございます。日本の医療保険制度では、誰でもひとしく医療を受けられるという国民皆保険制度、これ取っておりますけども、上記のような状況になれば、同制度は機能不全に陥りかねず、地域住民の健康の安全性を大きく損なう事態になる

ことも懸念がされております。健康保険証の廃止をすることを撤回し、現在の保険証を存続してマイナ保険証との両立を求めます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣としております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） この後、あと2人ぐらいいるようですので……

〔笑う者あり〕

○19番（染谷和博君） （続）私は簡単にさせていただきます。ここにございますように、マイナンバーなんですけども、「現行の健康保険証を存続し、マイナ保険証との両立を求めます」ということなんですけど、これは未来永劫、紙とデジタルと2つでやれということなんでしょうか。

〔19番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 御質疑に御答弁させていただきます。未来永劫やるかどうかということなんですけども、これは正直、未来——10年後、20年後、30年後、40年後、50年後ということになりますと、どういう状況になっているかということで、ここについてははっきりと申し上げることはできません。ですが、現状を踏まえた上で、今、本当にマイナカードに拙速にマイナ保険証が必要なかどうか、ここについてやはり考えていかなきゃいけないのかなど、そのように思っております。現状、資格確認書、これが送られてくるということなんですけども、今手元にある保険証、これも今の段階では使えます。ところが実際には今の保険証が使えなくなるというようなことが、国民の中では認知がされているというような状況です。そこにおいて、まずは今の段階においてはしっかりと保険証を存続すると、そして両立をしていく、これがまず今の段階では必要ではないかと、そのように考えております。

〔2番 本田和成君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今の段階——非常に曖昧で、1年後はどうか、2年後はどうか、さっぱり分からないんですけど、恐らく本田さんたちのグループは、そのときになったらまた延長しろ、また延長しろと言われると思うんですが、これ指針がないんですかね。例えばマイナカードの普及がどのくらいになったとか、そういうマイナカードの普及がどのくらいになったとか、保険証がどのくらい使われてるとか、そういう指針がないんですか。指針がなければ、いつまでたっても両方の発行になってしまうと思うんですが。

- 議長（岩澤 信君） 本田和成君。
- 2番（本田和成君） 指針というのは——どのぐらいあるかということだと思ふん……
- 19番（染谷和博君） どのぐらいなのか、何パーセントとか、普及したとか、何パーセント使ってるとか。
- 2番（本田和成君） （続）現状のということで、よろしいですか。
- 19番（染谷和博君） 現状じゃなくて。
- 2番（本田和成君） これから先ってことですね。
- 19番（染谷和博君） 現状じゃなくて、これから先、そのぐらいだったら問題ないと。
- 2番（本田和成君） その指針については私ども持っておりませんが、実際、数値的な——現状の数値的なことで申し上げますと、カードリーダーとあとは保険証の——マイナ保険証に要するにひもづけをしているというのは、国民の8割ぐらいいるというふうに認識しております。そのうち——その中で使われてるとというのが15%ということなので、現状やはり国民の中で非常に不安を持っているというところだと思います。指針について、どのぐらいになったらそれをやるかということについては、今申し上げられませんけれども、先ほど御質疑にあったように、期限が来たら、また次延ばせ延ばせというようなことが起きるんじゃないかということ、これも今明確には答えられませんけれども、ただ時代がいろいろ進んでいく中で、どこかの部分ではやっぱり必要になってくるころというのは出てくるのかなと思っております。そういったことも含めて、現段階でこれを拙速にする必要があるかというところに、私は尽きるんじゃないかなと思っております。
- 議長（岩澤 信君） 染谷和博君。
- 19番（染谷和博君） 非常に残念で、こうなったら廃止していいというのがないわけで、そうなりますと、本当にずっとずっとずっといつまでたっても、ということになると思いますので、ちょっとその辺残念だなと。あと2人控えていますので、そちらにお任せいたします。以上です。
- 議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。  
細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 細谷でございます。意見書案第8号、本田議員に質疑いたします。今回、現行の保険証とマイナ保険証の両立を求めていることなんですけれども、意見書を見ると、マイナ保険証の問題点たくさん書いてあります。マイナ保険証を廃止して、現行の保険証一本化でいくということにはならないのか、この点についてお聞きいたします。

〔17番 細谷典男君質疑席に着席〕

- 議長（岩澤 信君） 本田和成君。
- 2番（本田和成君） 既にマイナ保険証を使っていて、それが便利だと感じられてる方もいらっしゃると思います。ただ逆に、マイナ保険証に現段階で使えないと、例えば暗証番号を覚えられないとか、あとは利用するに当たって非常に不安を持っている。例えば仮に災害のときに、電気が止まったときにデジタル使えるのかどうかというのは不安だとか、

そういったところもあると思います。ここは国民がどのように使っていくかということで、両立を求めるところを意見書として上げております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そうすると、マイナ保険証のよさは分かっていると。将来これではなければならないということは理解してるということでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） これでマイナ保険証のよさが理解しているかということは、これは国民がそれぞれいいなと……

○17番（細谷典男君） 本田さんがですよ。

○2番（本田和成君） （続）私の個人的な意見でよろしいんですか。

○17番（細谷典男君） 個人的な——まあ提出者として。

○2番（本田和成君） 私、個人的な話をここで申し上げていいのか分からないんですが、私は、今現段階でマイナ保険証の整備というのが、これを利用する整備というものが、しっかりと行われてないと私は感じております。またここにもあるように、意見書の中身にあるように、マイナンバー法によっては、これマイナンバーのマイナンバーカード、これ作ること義務とされてないわけですね。そうしますと、やはり現段階では保険証と——現行の保険証とあとマイナ保険証、これはそれぞれ国民が自由に使えるよと、どちらを選んでもいいというような形に残すべきではないかと、そういったふうに私は思っております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） このマイナ保険証、今後のデジタル社会を展望して、この効果はかなり大きなものがあると思うんです。つまり、雇用の面でも経済の面でも、日本の社会がこれから成り立っていくという点においては、この方向性はゆるがせにできないというように思うわけですが、これを否定されるのかどうかということなんです。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 今の社会において、このデジタル化を否定してるかどうかという御質疑だと思うんですけど、別に否定しません。ただ、今、先ほど申し上げたとおり、マイナ保険証について整備をまだされてないと。それで、今デジタル化についていけないという高齢者の方、もちろんいらっしゃいます。そういったことも含めて、あとは先ほど申し上げた法の問題とか、そこも含めて、今これ両立を求めるところで意見書を提出させております。デジタル化することがいけないというふうに思っているわけではございません。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そうすると大体方向性は合ってくるんですけども、以前、銀行では印鑑を押して下ろしてましたけれども、今はそういう人はほとんどいないんじゃないかと、カードになってきました。ただ最初の頃は、もうなかなかカードは使わないで判こで押す、下ろすということも多かったと思うんです。長い時間、銀行のこのカードはかかりましたけども、今はもうスピードが相当早くなってます。間もなくこの時代訪れますので、この意見書も——このマイナ保険証を利用するためには何が課題か、そういう問題点

があればそれを解決しよう。そしてそちらの方向にみんな向かっていきましょうというような内容であれば、よく理解できるんですけども、そういうふうに改めてもらうということは可能ですか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 意見書の内容ということなんですけども、これも検討させていただきます。

○17番（細谷典男君） 了解しました。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

山野井 隆君。

[18番 山野井 隆君登壇]

○18番（山野井 隆君） みらい・維新・国民の会、国民民主党の山野井 隆でございます。それでは、意見書案第8号に、本田議員に質疑を行いたいと思います。まず、本田議員自身はマイナンバーカードを持っていらっしゃる、また保険証を連携されてるかどうか、まずお尋ねします。

[18番 山野井 隆君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 私個人のお話だと思うんですけども、私は一切やっておりません。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 便利なので持ったほうがよろしいかなと思いますが、ちなみに紙の保険証、以前の保険証の年間のこのエラーとか不正利用がどのくらいあるか、御存じですか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 数についてはちょっと承知しておりませんが、ただ、こういったエラーがあったかということについては、これは資格の情報が無効だったということが4,200件ほど、あとは名前が適切に出てこなかったということが6,000件、カードリーダーのエラーが5,000件、それから有効期限が切れていたとかということも1,800件、あとは、被保険者情報——番号か。番号が出てこないということも1,650件ほどあるということは認識し——これは調べたら出てきましたので、トータルでどのくらいかというのは承知してないんですけども、全体の医療機関の7割ぐらいが何かしらのそういった不具合があったということは認識しております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 紙の保険証のトラブルってどのくらいあるかというのを厚生労働省の科研が調べてるんですけど、年間大体600万件あるんですよ、今のようなエラーを含んで。実はこの不正利用のほうが非常に多くて、本人じゃない人が保険証で受診をするというケースが非常に多いです。なぜかという、顔写真ありませんから、それからICチップありませんので、本人確認できないまま、例えば1人の方の保険証を使い回しているということが起きれば、国民健康保険税を払ってる方にとっては大変これ由々しき事態でございますが、こういったこともありますので、こういう移行というのは必然的にデ

デジタル化したほうが良いと思っております。先ほど細谷さんも同じ質疑してましたけど、本田議員自体は、そのマイナ保険証のメリットというのはどんなものがあるか、幾つか挙げていただけませんか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） お答えします。医療の医療費控除とか、それがすぐできるとか、あとは病院間でカルテが——電子カルテ、これが共有できるとか。ただこれ共有できるというものについても、病院によってシステムが違うという、こういった問題もございます。ですから、今の段階で確実に共有ができるというものでもないということも認識しております。あとは、ほかにもあるとは思いますが、利便性がいいとかあると思います。その辺は——そのくらいは承知しております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 本田議員が十分、マイナ保険証のよさを理解しているのよかったです。またよく言われる情報漏えいのリスクなんかも——実はこの中のセキュリティって意外とすごくて、例えばそのマイナ保険証自体にその医療情報が入ってるわけじゃなくて、分散してリスク管理してるので、あれを一つなくしたからといって全ての情報が全部分かっちゃうわけじゃないんですね。こういうところも分かってない人いるんで。あと、この紙の保険証じゃなくてマイナ保険証のトラブルというのは、確かに今初期段階なんであると思うんですよ、エラーというのは。どんなことをやっても、やっぱりエラー出てくるんで。で、どんどんどんどん今は少なくなってるんですね。このときに、この課題をクリアした——さっきと同じ質疑になりますけども、課題をクリアしていった最終的なこの利便性の評価、これについてはどういうふうに考えていますか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） お答えいたします。様々な課題が今現状であるということです。先ほど申し上げましたけども、我が国においても、やっぱりデジタル化というのはどこかの部分では、やはり必要になってくるということだと思います。先ほど銀行のカードの件ありましたとおり、やはり判こも今は押さないというような状況、いろんな文書においてもそういったことがどんどん進んでおります。私たちが懸念しているのは、今この整備が完全にされてない状況で義務化みたいな、事実上義務化みたいな状況に今なっているところが非常に一番問題じゃないかなと、私認識しております。そういったところで、今現状で資格確認書、これをわざわざ配布しているのであれば、現行の保険証をしっかりと使えるように。そして、マイナ保険証を使っている国民の方、これも利便性がいいと思っておりますので、そこの両立をしっかりとやるべきじゃないかなというところで、そういった意味で今回、意見書を出させていただいております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） やっぱりDXの日本の遅れ、例えばこのマイナ保険証だけに限定した話ではなくて、様々なところで——長塚議員も一般質問してましたけど、本当に遅れてるんですよ、日本って。理由はやっぱりDX推進というのは、高齢者とかに刺さりづらいんですよ、政策として。これはもう10年20年前に、本来であれば政権与党がDX

を進めると。でもDXなんて分かんないよねって人に刺さらないんで、当然その選挙のときにそれがはね返ってこないわけなんですよね。結局それをずーっと先送りした結果、日本は本当に取り残されているんですよ。だから、通販だってそうですね、当時——もう今はAmazon（アマゾン）・楽天さんとか、いろんなところで通販しますけど、当時は怪しいとか言われてましたよね、いろんなネットショッピングというのは。もうアメリカと違って、もう20年も30年も前からやってて、ようやく今日本って——これ例えば医療DXにおいても、今アメリカは遠隔治療ですし、AIで今、病気の早期発見までできるようなんですよ。このまさにこのマイナ保険証というのは、そのDXの入り口であって、ここをごちゃごちゃ言ってまたDXを遅らせて、日本の健康医療に完全に足かせになってくるんですよ、ここを文句言ってしまうと。高所から、このマイナ保険証というのは今は入り口であるという認識を持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） お答えします。ちょっと繰り返しになりますけども、これはやはりデジタル化、これについては全く否定をしておりません。両立をするというところが今回の意見書の趣旨でございます。やはりDX化が遅れているということ、これは本当にそのとおりだと思います。ただ、今そこのデジタルについていけないというところ、ここについてやっぱり懸念をすると。高齢者の方ですとか、例えば私が高齢者になったとき、これももちろん間違いなく対応できると思うんですね。そういったところの過渡期において、やっぱり今は必要じゃないかと。そういった意味で両立、これを求めるというところでございます。

○18番（山野井 隆君） これ最後にします。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 分かりました。それから、マイナ保険証を受け入れる医療側のクレーム、これ多々ありますよね、今も。医療機関側から、このマイナ保険証というのは否定的な意見って今でも消えないんですね。かなりの病院から——7割ぐらいの病院からトラブルだとか、そういったクレームというのはあるんですけど、ただ、これにはひとつ整備に問題があると。この補助金とか、当然この対応する——医療機関に対応するためにいろんな設備の費用の補助、これ国がどのぐらいやったかという話なんですけど、ここがやっぱり足りなかったんです。ですから医療機関は、何で勝手に決めたことで我々が出費しなきゃならないんだということなんで、これは政権与党がけちったということは、これは間違いありません。ここに関しては同感なので——まあこれは検討したいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。これで終わりにしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。意見書案第8号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について、質疑させていただきます。今まで質疑を聞いていて、ちょっと私も質疑したくなってしまったので出させていただきますが、大体私も言っ

てることは分かるんです。ただ意見書が、ちょっと極端だなという内容がどうしてもありまして、特にこの「マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念」というふうな文章がありますけども、これはどういうところでそういった内容になっているのかを、まずお聞かせください。

〔6番 佐野太一君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） お答えいたします。これ資格の情報が無効だということが、先ほど申し上げましたとおり4,200件、それから被保険者番号が出てこない、1,650件、名前も出てこないとかということが、これも6,000件ぐらい出てきてるということで、その場合、実際に10割負担を1回するということも起きております。そういうことが続きますと——これ整備の問題になると思うんですけども、そういったことが続くと、やはり医療をしっかりと受けられなくなってしまう可能性、懸念、これもあるんじゃないかなというところで入れさせていただいております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） この文章、そういったことの内容であれば、ちょっとこの言い方というか、この文章というのがやっぱりどうしても引っかかって、マイナンバーカードを作らないと医療を受けられなくなるというような、そういったこともよく言われてる中で、またこの反対にマイナンバーカードを持たないと診療が受けられなくなるから、これもちょっと極端に言ってる部分じゃないかなというところがあるんですよ。健康保険証を「マイナ保険証との両立を求めます」とあるんですけども、現行の保険証の発行を廃止することが両立ということですよ、要するに。健康保険証発行を廃止することを撤回することが両立ということですよ。で、今もう既に両立はされてると思うんです。マイナ保険証を作らなくても医療は受けられますし、マイナカードを作らなくても医療は受けられて、両立はもう既にできてると思うんです。このマイナ保険証の問題は、紙の保険証を撤回——廃止することが問題ではなく、その移行が、やっぱり今まで質疑されてた方もおっしゃってるように、移行する準備段階だとか、移行するシステムとか、今の道筋に問題があるのであって、この紙の健康保険証、現行のこれを廃止することが問題ではないと思うんですよ。だから、ちょっとここがどうしてもやっぱり気になってしまって、極端な文面がちょっと見受けられるかなと思ってますが、こういったところのちょっと訂正とかをお考えになることというのは、できますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 保険証が廃止——廃止ということで資格確認書が送付されるということで、わざわざ資格確認書を廃止する、送付する必要が果たしてあるのかというところに尽きるんじゃないかなと思います。内容については、ちょっといろいろと御意見いただきましたので、これは検討というか、変えられるのであれば、しっかり検討して——したいなと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひ御検討をお願いしたいのと。やっぱり私もDX化というのは

進めるべきだと思っていて、マイナンバーカードやマイナ保険証というのは、いずれはもう完全移行するべきだと思います。資格確認書とか、何でそういったものがどんどん出てきて、これ作るんだったらもう要らないじゃないか、もともとの保険証でいいじゃないかという意見もあるんですけど、結局これが、あしたからもう切り替えます、ばちっ、というふうにならないための措置だと思うんですよね。ただそれが認知されてないとか、皆さんが勘違いしてしまうとか、そういうことになっちゃってることが問題であって、これ自体は問題があるかどうかということをお私ちょっと違う意見を持ってまして。だからその辺も取り入れた上で、ちょっと意見書というのがあれば、私も検討の余地があるかなというふうに考えてますが、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） すみません、何でしたっけ……。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 佐野さん、もう少し簡潔にお願いします。

○6番（佐野太一君） では、要するにマイナ保険証の最終の文章、「健康保険証発行を廃止することを撤回」するという、ちょっと極端なこととさっき言いましたが、もう少しDX化に関してしっかりと道筋みたいなもの、その切り替えるための手段が問題があるというようなことをしっかりと取り組んで、このマイナ保険証自体の問題を指摘するのではなく、その切り替える方法論についての文面をしっかりと投げかけていただけませんか、ということなんです。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） お答えいたします。まず、検討をさせていただきたいということをお申し上げます。それと、実際に——これちょっと繰り返しの答弁になりますけども、国のほうがこのマイナ保険証を導入するに当たって、まずそこに当たる整備が非常に遅れてきたと、やられてこなかったということが私、問題だと思っております。佐野議員の御指摘のとおり、何というんですか、やり方というのかな、その移行の仕方、ここに問題があると私も認識しております。ですので、これ変えられるのであれば……

〔発言する者あり〕

○2番（本田和成君） （続）これは——いろいろ言われてますけども……

〔笑う者あり〕

○2番（本田和成君） （続）しっかりこれは検討をさせていただきたいなと思っております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひ発行の問題ではなく、やっぱり周知の問題というものも、しっかりと考えていただいて、そこに注目がしっかりと集まるような方策というものも、ちょっと御検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。本田さん、お疲れさまでした。

[笑う者あり]

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第8号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は13日に行います。

## 日程第7 休会の件

○議長（岩澤 信君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。各委員会の付託議案審査のため、12月7日から12日までの6日間を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、12月7日から12日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時24分散会